

令和5年6月26日

J10届出事業者 御中

株式会社日本住宅保証検査機構

## 住宅等の新築に関する各種制度改正の周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省より、以下のとおり周知依頼がございましたので、ご案内いたします。

### ① 住宅ローン減税の改正

○2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅は、

住宅ローン減税を受けるには、省エネ基準への適合が必須となります

※省エネ基準を満たさない新築住宅は、住宅ローン減税を受けられません。

※2022年3月の税制改正で決定され、これまで国土交通省HPや関連業界団体等を通じてご案内しておりましたが、その施行時期が近づいてきました。改めてその内容をご確認ください。

### ② 建築物省エネ法の改正【2025年4月（予定）以降に工事に着手する建築物が対象】

○全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準への適合が義務化されます

### ③ 建築基準法の改正【2025年4月（予定）以降に工事に着手する建築物が対象】

○木造戸建て住宅※の建築確認が審査省略の対象外となります（4号特例縮小）

○建築確認の際に構造・省エネ関係の図書<sup>※</sup>の提出が必要になります

※階数2以上又は延べ面積200㎡超の平屋

詳しい内容については、別添のチラシをご覧ください。ご不明点等ございましたら、各チラシに記載の連絡先までお問い合わせください。

以上